

研究報告

養育里親における現状と課題についての一考察 -子どもの権利擁護とスーパービジョンの視点から-

阪野 学*

A Consideration on the Current Situation and Issues of Foster Parents -From the perspective of child rights protection and supervision-

Manabu Sakano

2011年（平成23）年「里親委託ガイドライン」に社会的養護における代替養護において里親委託優先の原則が掲げられ10年が経った。本研究報告では筆者自身が養育里親として取り組んできた約5年間を振り返りながら里親養育の現状と課題について整理すると共に考察を行う。子どもの権利擁護に適った社会的養護のあり方として果たして現状の里親養育が十分なのか、また不十分とするならば何が足りないのか。里親の家庭的な生活の方が施設の集団生活より子どもたちにとっては良いだろうという考え方は理に適っているのだろうか。また、諸外国の里親による代替養護は子どもたちの権利を果たして擁護できていると言えるのだろうか。そして、何より現在の里親養育は子どもたちの権利を擁護できているのだろうか。それらのことを踏まえ里親養育の現状と取り組むべき課題について整理すると共にこれまで施設で培われてきた養護と比較し検証を試みる。

本研究報告は、まさに筆者の養育里親としての日々の実践から見えてきた課題についてまとめ考察するものである。それはあくまで里親養育の否定ではなく、いつに子どもの権利擁護に適ったより良い里親養育に繋げていくためであることを申し添えておく。

Key words: 里親養育 子どもの権利擁護 施設養護 スーパービジョン

第1章 はじめに

本研究報告の目的は現在の里親養育の実践における現状と課題から今後の里親の養育が子どもたちの権利擁護に適った養護に繋がっていくようにすることである。

現在わが国では子ども虐待の著しい増加や国連からの外圧などにより児童福祉法を改正し社会的養護においてこれまでの施設中心の養護から里親による家庭での養護へとシフトしこれまでの代替養護の在り方が大きく様変わりしようとしている。

そのような中であって筆者は、養育里親として認定後里親登録し子どもを受託して6年目を迎えた。また、2021（令和3）年度からは地方自治体

（以下、自治体）にある6つの里親会の一つの支部の支部長を担いより深く広く里親養育に携わり関わってきた。そして、養育里親としての実践を通して里親養育における様々な課題に直面してきた。この度はその課題について子どもの権利擁護の視点から行政におけるスーパービジョンの在り方について検証していきたい。

第2章 里親養育の現状と課題及び考察

（1）里親養育への問題意識

筆者は、保育士養成の仕事に転じて今年で8年目を迎える。それまでは28年間余り乳児院をはじめ児童養護施設、児童心理治療施設等で勤務してきた。その間施設管理者を10年間務め、施設運営のみならず業界の活動として「児童福祉施設援助指針」の作成や職員研修の企画や運営にも携わっ

* 四條畷学園短期大学 保育学科

てきた。そして、現在は保育士養成の傍ら施設での勤務経験を活かし社会的養護施設の第三者評価の評価調査者、児童養護施設の監事、障害児入所施設の評議員、児童自立支援施設の第三者委員、児童福祉連盟職員研究発表会の助言者、社会的養護施設の基幹的職員研修会の講師、専門里親の更新研修の講師などを担い社会的養護と関り続けている。施設養護について養育者の立場、また管理者の立場、もしくは施設で働く養育者養成の立場など様々な立場から携わってきた。そして、加えてこの数年は正に養育里親として家庭養護に携わり実践を積み重ねている。その実践の中から現在わが国において推進されている里親養育の課題について施設との養護内容や支援体制と比較して、施設にあって里親に無いものを精査し子どもの権利擁護に合った養育や支援体制について考察し述べていきたい。特にこの10年に亘り国を挙げて推進されている里親養育ではあるが、これまで整備されてこなかった課題が山積している。そこには施設養護では考えられないような現状がある。

施設と里親の機能を比較するために施設養護で積み上げてきた機能をまとめ今後の方向性を示した「今後の児童養護施設に求められるもの」（全国児童養護施設協議会 児童養護施設のあり方に関する特別委員会 最終報告書令和3年6月）を参考に比較する。そうすることにより里親養育における課題がより浮き彫りとなり、今後整備していかなければいけない課題が明確化できるものと考えている。

（2）里親実践における課題

筆者が5年9か月余りの養育里親としての実践の間に2人の里子たち（兄21歳、弟19歳のきょうだい）は、高校進学や大学進学、就職と着実に自立に向けて歩みを進めてきた。そして、兄は現在大学3年生（大学進学と共に委託解除）と弟は社会人2年目となっている。弟も近々に20歳になるため委託解除となる。この間の直面した課題について以下に列挙する。①児童相談所（以下、児相）及び里親支援専門相談員（以下、4S）との連携、②家庭訪問による子どもの養育状況の把握、③「あたりまえの生活」の保障、④養育報告書の提出と訪問調査の実施、⑤里親研修会と更新研修、⑥保証人確保と選任、⑦意見表明の仕組みの構築、⑧行政によるスーパービジョンと里親会

以上の課題について順次その内容について整理し考察する。

1）児相及び4Sとの連携

里親を始めて児相との連携に困ったのは、仕事があり児相の児童福祉司（以下、CW）とタイムリーに連絡が着けないことである。架電してもCWは不在が多く、受電しても仕事の手を離すことができず電話が取れないことがストレスであった。施設の時には仕事として児相への連絡も取り合い連携が図れたが、改めてボランティアとして仕事を持ちながら養育里親をすることの難しさを痛感させられた。メールでやり取りしたいと申し入れたが行政からは記録に残るのが嫌なようで快くやり取りをしてもらうことはできなかった。里子のことで話し合いを持とうとしても平日に限られ仕事との調整が容易ではない。週日は平日の夜の話し合いの設定が難航し、リモートでの会議を提案し何とか話し合いができた次第であった。

また、今年でコロナ禍3年目であるが、その間児相の里子担当のCWの家庭訪問は一度も実施されていない。それまでは、里親委託ガイドライン通り¹に毎月CWと児童心理士が夜間に家庭訪問してくれていた。2021（令和3）年度はリモートで面談を実施すると云うことでヘッドセットとWEBカメラが里親宅に届けられたが、未だかつて実施されていない。

その他里子に権利ノートも渡されてなかったことで説明をしてもらおうと依頼したところ、施設用の権利ノートを間違えて渡されていたり、また里親手帳が更新されていたにもかかわらず新しい手帳が筆者のところに届いていないと云うことがあった。いずれも筆者から催促しなければ対応がなされないと云う連携以前の問題があった。

そして、筆者の里親支援担当は施設の4Sであるが、前任者が産休・育休に入り新しい担当者に替わってからこちらも約3年間一度も連絡すらない状況である。

まず、児相の里親担当CWは週末を一律に休日とせず交代で出勤し対応できるようにしたり、仕事をしている里親のために夜間の電話対応やメールでの対応をできるような配慮が求められる。また、筆者の居住する地方自治体は2021（令和3）年9月にフォスタリング機関²に16の業務を委託しているが、その詳細については当該の里親には一切説明はされておらず、児相とフォスタリング機関及び4Sの役割分担がどうなっているのが不明で、何を何処に相談したら良いのか分からない状況である。

2) 家庭訪問による子どもの養育状況把握

定期的な家庭訪問については、コロナ禍と云うこともありガイドライン通りにできなくても致し方仕方のないところであるが、子どもたちの養育状況の把握は措置権者の最低限度果たさなければいけない責任である。子どもたちへの支援が兎相の示した自立支援計画書通りに行われているか確認をしなければいけないのである。対面で実施できないのであれば連絡があった通りリモートで実施するべきである。筆者はこれまでの行政とのやり取りの中で約束が履行されないと云う経験がなく度重なる不誠実な対応に不信感を強くした。それは次第にCWの属人的な問題だけでなく組織の在り方の問題でもあり、ともすれば行政の里親制度全般に対する姿勢の表れであると思えて仕方なくなってきた。

通常施設では子どもたちの養育状況だけでなく権利擁護全般について行政指導監査、第三者評価、苦情処理システム（意見箱）があり、実習生やボランティアも受け入れており施設の生活の様子が第三者の目に触れる機会が多くある。しかし、里親家庭には第三者の目が入ることはほぼ無い。里親家庭は閉鎖された密室空間であり、兎相のCWやフォスタリング機関の職員や4Sの家庭訪問が唯一の第三者の目となるのである。そういう意味において子どもたちの権利を守るために家庭訪問は欠かすことはできないのである。筆者は、当初担当CWに家庭訪問を求めなければと云う気持ちはあったものの、コロナ禍と云うこともあり限られた人員の中で家庭訪問は難しいだろうと勝手に合理化してしまっていた。しかし、その矢先2022（令和4）年になり以下の様な事件が発生していたことが判明した。

1/28三重県で15歳養女への養父からの監護者性交等による懲役18年の判決

1/28福岡県で14歳養女への養父からの性的暴行による懲役7年の実刑判決

2/10 香川県で10代里子への里父のわいせつ行為による児童福祉法違反・執行猶予付き実刑判決3年の判決

2/10 鹿児島県18歳未満養女2人に性交、わいせつ行為養父に監護者性交等により懲役9年の実刑判決

1/24 佐賀県で10代養女2名に対して養父が性的虐待により逮捕

以上のようにマスコミで連日立て続けに報道されたのである。これ程酷いケースは第三者の目が入らない里親ならではと言える。これが施設であれば他の職員の目もありここまで重篤化することは無い。そして、その後すぐに厚労省から通知が発出され抑止のためにその内容に則した研修が実施されるような事案である。いずれの事案もCWなどの家庭訪問がどの程度成されていたのかは定かではないが第三者の目の必要性和家庭訪問により子どもたちの意見を聞き取ることの重要性を改めて認識させられたのである。CWの家庭訪問が必要に応じて行われていれば今回のような事件は未然に防げたのではないかと推察され、筆者も家庭訪問を遠慮せずに求め続けていかなければならないと強く思わされた。

3) 「あたりまえの生活」の保障

里子の兄は高校入学後硬式野球部に入部した。公立であったが他府県への遠征はもとより毎週末練習試合が組まれ盛んに活動していた。高校の部活の費用は公費で支弁されず里親の負担となる。年間を通じてかなりの金額となった。そのため里子は道具の購入を遠慮して手控えるようになっていった。他の自治体では支給されていたがCWに相談すると里親に支弁されている委託費を当てるようにとのことであった。2年次3年次には給付型の奨学金を貰えて賄うことができるようになり、それ以降里子（兄）は里親に遠慮することなくクラブに打ち込むことができたのである。国が云う「あたりまえの生活」の保障は地方自治体により格差があることは理不尽である。ちなみに、里子が大学受験の際に大学浪人はできるのかと問ってきたので自治体に確認したところ、できないとの回答があったことは言うまでもない。

4) 養育報告書の提出と訪問調査の実施

2020（令和2）年12月7日の里親会の支部長会議で自治体の里親担当3人のCWがやって来て資料2-1の通り養育報告書の1～3ヶ月毎の提出並びに年に1回の訪問調査の実施について説明し会員への周知と実施への理解を求めた。訪問調査については資料2-2の通り2022（令和4）年6月21日に文章で改めて通知があり資料2-1の資料発出後1年半後やっと実施する運びとなったのである。しかし、養育報告書については、里子の担当CWからは何の指示もなければ催促もなく提出は全く成されていない。

筆者は、訪問調査が実施されるにあたり児童の状況調査票の作成のためにもこの機会にこれまで提示されたことがない里子の自立支援計画書について説明して欲しい旨担当CWに依頼した。そうしたところCWは自立支援計画書のことを知らなかった。それどころか里子の自立支援計画を見相が作成すると云う認識を持っていなかった。CWの上司の課長は委託時の里親委託児童養育計画がそれにあたと説明していたが、A4 1枚の簡略なもので内容として国が示している自立支援計画のガイドラインの内容には程遠く、子どもや保護者の意見を記入する欄もなく、支援の欄についても課題、目標、内容・方法についても記入できるようになっていない。それをもってとても自立支援計画書であるとは言えるものではない。これは児童福祉法によって定められた里親が行う養育に関する最低基準（以下、最低基準）第10条にある自立支援計画の遵守をしようにもそれ自体が毎年作成されていないのであれば遵守しようがない。これは重大な最低基準違反である。社会的養護における子どもの権利擁護を根底から覆す暴挙であると云っても過言ではない。行政として許しがたくあり得ない対応である。その後数ヶ月経つが未だに自立支援計画書のフォーマットの検討中と云うことで相応しい自立支援計画書の作成の目処は示されていない。また、それに伴い本自治体では、援助計画についても作成されていなかったと云うことになる。

養育報告の提出と訪問調査の実施のことから図らずも不十分な自立支援計画書の作成、さらに立て直されていないこと並びに援助計画の作成が成されていないことが判明した。それだけでなく通知されたことが未実施で履行されなかったり実施されるまでに1年半かかるという組織としての在り方が疑われる。憤りを乗り越していささか呆れてしまう状況である。本自治体では里親推進に対して厚労省から言われているので仕方なしに最低限形だけ格好を付けていると云うことがよく分かった。明らかに自治体独自で主体的に里親推進について考えていないと云うことの証左である。しかし、里子や里親が国と自治体の狭間で犠牲となっているとするのであれば許し難く里親推進を曲がりなりにも進めていこうとするのであれば里子の権利擁護をしっかりと行うと共に里親の支援も行っていかなければならない。今後も里親会としてもそれらを行政に求め続けていかなけれ

ばならない。

5) 里親研修会と更新研修

フォスタリング機関が2021（令和3）年度までに児相管内ごとに6か所が整備された。里親研修もフォスタリング機関ごとに企画され実施されている。里親は、最低基準第4条の2にも謳われているように研修を受講し資質の向上に努めなければならない。しかし、研修実施についていくつか難点がある。まず、各フォスタリング機関が分野を分担して担当すると云った申し合わせが成されておらず、それぞれの思い付きで研修内容が決められている。そのため偏りがあり全体的な調整が成されていないためバランスが悪く里親に必要な学ぶべき内容が網羅されているとは言い難い。また、1年目の里親もベテラン里親も経験年数による階層別の研修内容にもなっていない。そして何より平日の昼間の時間設定が多く仕事をしている里親は参加したくても出来ない状況にある。とはいえ週末に設定されていたとしても週末にはお出かけの予定や里子の対応などがあり参加できにくい面がある。

2021（令和3）年度末に研修についてアンケートが実施されたので、必要な知識や技術及び倫理観などの里親が修得しなければいけない学修分野について精査しシラバスを作成し体系立った内容とすること、また録画しオンデマンドで視聴ができるようにすること、受講意欲を高めるためのインセンティブとして委託費の加算や更新研修の免除などを提案したが、2022（令和4）年度の研修に全く反映されることは無かった。唯一奨学金の研修のみオンデマンドで実施が予定されているだけであった。更に真実告知がしきりに取り沙汰される中ライフストーリーワーク³を取り扱った内容は無く、先述した養女等への性犯罪についての対策として倫理観について取り扱ったものや2023（令和5）年から実施される子どもアドボカシー⁴についての内容も見受けられなかった。自治体のフォスタリング機関や児相の里親担当CWを総括している職員に里親の研修受講の把握は出来ているのか確認すると、できていないとのことであった。それは、行政の里親のスーパービジョン体制として個別の里親に対して子どもの年齢や課題を踏まえどの研修を受講することが望ましいと云うことが全く考えられていないと云うことである。これについても施設では法制度の改正や施設間の共通した課題について反映した研修内容について

意図的に目的を持って設定されている。また、施設では施設独自に企画した研修から地方自治体が主催するものまで多様なものがあり、職種別、階層別になっていたりキャリアパス、職員の処遇向上加算の対象となっているものなど、受講しなければいけないもの受講したいものなど様々な工夫がなされ専門性の向上に繋がられるよう取り組まれている。残念ながら里親研修にはそのような仕組みは全くなく毎年代わり映えしない研修が行われている向きがあり里親の研修受講意欲が削がれている。

6) 保証人確保と選任

この度19歳の里子（弟）が1月に20歳となり社会自立していくにあたり、6月に見相の担当CWに住居の賃借の保証人は兄と同じようにまた筆者がやらなければいけないのかと問い合わせた。そうしたところ自治体の担当課の保証人確保対策事業⁵（以下、対策事業）の事務方担当者より筆者宛に連絡があった。その内容とは、この度2022（令和4）年3月22日に保証人制度が資料2-3のように整備でき全国初見相長が保証人になることになった、とのことであった。筆者は担当者が伝えてきた内容が理解できなかった。その理由は、その担当者自身が私を保証人として対策事業に4月以降も全国社会福祉協議会に保険を掛け続けた張本人だったからである。何故制度を整備したのであれば4月以降も筆者に対して対策事業の保険を掛け続けたのか不詳であり、その訳を問い正しても答えは一向に返ってこなかった。さらに当該里親への周知はどうなっているのかと問うと里親会の会長に周知をお願いしたとのことであった。会長に確認すると、各担当CWから周知すると聞いたとのことであった。この不誠実な対応から属人的な問題も相俟って自治体の組織として里親に関する連絡網が未整備であることが確認することができた。

しかしながら、全国初の保証人制度と云うことで評価できるものであり、至急本制度の運用に向けて元里子（兄）に説明に向いてもらうように見相の元担当CWに依頼した。その後、お盆に元里子が里帰りしてきたので本制度について内容確認と利用についてのリスクを2人で精査した。そして、説明を受けた後元里子（兄）から筆者に連絡があり、本制度を使うことができない、とのことであった。その理由は、当該の担当課から【整理内容】①保証人が必要か精査、とあるように就職の

内定先に身元保証人を免除してもらえないか交渉するとあるが、そんなことは絶対にして欲しくない、とのことであった。また、資料2-3には表記されていないが保証期間は委託解除後5年間に限るとのことであったため自分の場合は就職2年目に身元保証人が居なくなる。そうなったときに次の保証人を確保できる目途がない。同様に住居の連帯保証人が居なくなると契約が解除される可能性が高く住居を失ってしまうことになる。よってこの制度は使うことができないとのことであった。更に元里子（兄）は、このような使えない制度をなぜ作ったのか、制度設計の段階で関係者にヒヤリングはしたのか、と憤っていた。これが施設であれば施設長が個人的ではあるが保証人になってくれる。もし、施設長が亡くなり保証人ができなくなったとしても次の施設長がなってくれるため保証人を欠くことは無いのである。

7) 意見表明の仕組みの構築

2022（令和4）年6月28日に児童福祉法が改正され2024（令和6）年度から子どもアドボカシー制度が実施される。筆者は既にアドボケイトの基礎・養成研修を終えており後は施設実習を残すのみとなっている。

本自治体では、2021（令和3）年度に何か所かの児童養護施設で本制度を試行している。また、里親ではファミリーホーム1か所で試行している。しかし、里親については子どもアドボカシーの国からの具体的な実施方法は示されておらず本自治体からも具体的には何も示されてない。しかしながら、図らずもこの度本自治体より里親に委託していた元里子の虐待事案が発覚し資料2-4の通り2024（令和6）年度から里子の面談を始めるとのことであった。これは、本自治体が里親委託児童をネグレクトしてきた結果に他ならず、当該の元里子については成人した今でも虐待の後遺症に苦しんでおり、聞き及ぶところによると精神科への入退院を繰り返し、さらには当該里親を未だに拠り所とせざるを得ない現状があるとのことであった。この面談は子どもアドボカシーと同時進行で行われることになり里子の権利擁護においても大変注目される取り組みであり、形骸化しないように継続されることが望まれる。また、この面談だけでなく子どもアドボカシーはもとより自立支援計画書の作成とそれに基づいた支援の実施、養育報告書の提出や訪問調査などによる里子の養

里親の皆様へ
ファミリーホームの皆様へ

令和 4 年 11 月 27 日

子ども家庭センター所長

里親委託児童の面接について（依頼）

日頃より大阪府の里親委託推進の取り組みにご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 6 月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、令和 6 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

改正内容のひとつに、子どもの意見聴取等の仕組みの整備があります。児童相談所は入所措置や一時保護等の際に子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの意見・意向を勘案して措置を行うため、子どもの意見聴取等の措置を講ずること、都道府県は、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うことが示されました。

また、大阪府内において、かつて里親に委託されていた子どもが、里親家庭で長期にわたる虐待を受けていたことが認められましたが、その事案では子どもに継続して関わり、子どもが話しやすい環境（家庭以外の場所）で意見や意向を疎く機会を作ることができていませんでした。

この事案の反省からも、法の趣旨にのっとり子どもの権利擁護の取り組みを、早急に進めていかねばならないと考えております。

つきましてはその取り組みの一環として、今後、里親委託中の子どもにもついて、年に 2 回以上、子ども担当児童福祉司が、里親担当児童福祉司とは別に、子ども家庭センター等にいて子どもと面接し、意見・意向を疎くこととします。ご協力をお願いします。

面接の内容は、子どもの年齢や発達に合わせた工夫をしながら、子どもの生活に関することを中心に聴取しながら、「子どもの権利ノート」について話し合わせるなど自身の権利を擁護するための知識等を伝えます。

里親、ファミリーホームの皆様におかれましては、今後とも児童相談所による子どもの意見表明支援にご理解をいただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
子ども家庭センター

TEL

開庁時間：平日（月～金）9 時～17 時 45 分

令和 4 年 3 月 22 日

里親等委託解除児童の身元保証や連帯保証について

現在、里親等委託の解除に伴い、進学・就職・アパートを借入する際に保護者等が保証人となるのが難しい場合、里親・ファミリーホーム及び自立援助ホームの委託解除児童は里親及び養育者等が保証人になっている。

里親等については、法人が経営するものではなく個人で行っている場合が大半であり、損害保険の保険料の支払いに際して、身元保証人確保対策事業により国庫補助制度があるものの、里親等が児童の保証人になることが大きな負担となっている。このことから、里親等の負担軽減を図るため、子ども家庭センター所長が保証人になることについて整理しましたので、お知らせします。

【整理内容】

- ①保証人が必要が精査
（委託解除児童の雇用主と調整し保証人不要にならないか、保険金を支払う保証制度に加入できないか、保証人が不要の賃貸住宅はないか、など）
- ②保護者等が保証人になることを調整
③保護者等が保証人にならない場合、子ども家庭センター所長が保証人になる
（ただし、社会福祉法人が運営する FH、自立援助 H は対象外）

※開始日、令和 4 年 4 月 1 日以降に保証書へサインするものが対象。

【事業の対象となる保証人】（国実施要綱の規定より）

種別	事業の対象となる保証人
里親	○児童相談所長
ファミリーホーム	○里親・養育者・設置主体の代表者
自立援助ホーム	○社会的養護自立支援事業の委託事業者の代表者
一時保護児童	○児童相談所長

資料 2 - 3

里親の家族へ

令和4年6月21日
事務連絡

子ども家庭センター
里親担当・児童担当一同

訪問申請用紙記入のお問い合わせ（依頼）

日頃より、里親制度の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

里親さんと子ども家庭センターの児童担当が、子どもへの支援方針を確認するため、年に1回、訪問調査を実施しております。つきましては、同封した訪問申請用紙にご記入いただき、里親担当に7月30日までに提出ください。里親支援機関を通じてご提出いただいても構いません。

また、定期的に提出いただいている養育報告書については、訪問調査実施した月には、ご記入いただく必要はありません。

ご記入いただいた訪問申請用紙が、児童担当の元に届きましたら、事前に誘まさせていただきます。家庭訪問した際にご記入内容に基づいてお話をしたいと思っております。訪問の日程については別途ご相談させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

ご不明な点がありましたら、子ども家庭センターにお問合せください。お願ひ申し上げます。

担当者：	子ども家庭センター
※(※6月より)	かかわり里親担当者が3名に変わりました。どうぞよろしくお願ひします。
電話	
届出先	子ども家庭センター

資料 2 - 4

里親の家族へ

子ども家庭センター
里親担当一同

養育報告書の届出と訪問調査の実施について

日頃より、里親制度の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

報告書について、現在もご協力いただいているところですが、この夏、改めて実施方法について整理とご説明をさせていただきます。

訪問申請用紙

- 子ども家庭センターが、既記入済・里親を託している児童養育員に、年に1回実施するものです。
- 形式の様式があり、押入れは養育の年齢や受託期間により変わりますが、毎年1ヶ月～3ヶ月に1回、ご提出ください。
- 提出は、お許りの年齢や受託期間により変わりますが、毎年1ヶ月～3ヶ月に1回、ご提出ください。

訪問申請用紙

- 子ども家庭センターが、既記入済・里親を託している児童養育員に、年に1回実施するものです。
- 形式の様式があり、押入れは養育の年齢や受託期間により変わりますが、毎年1ヶ月～3ヶ月に1回、ご提出ください。
- しかし、事前に読んでいないため、その場で養育方針の確認が不十分になってしまうことがあります。今後はお話の手厚くお願ひください。

子ども家庭センターは訪問申請用紙を記入済み、子ども家庭センターに交付済みです。

子ども家庭センターは訪問申請用紙を事前に誘まさせていただきます。

1年間の支援方針の確認を行います。

訪問調査を実施した月については、養育報告書と訪問申請用紙と2重にご記入いただくのはご負担かと思っておりますので、訪問申請用紙を養育報告書に読み替えて、対応したいと思っております。よって訪問調査実施後に訪問に提出の養育報告書の提出は不要となります。

徐々にご希望をおかけしますが、養育報告書については、現在の担当が状況の把握ができるのは列強のごとく長くお世話になっている中で、新しい担当者が子どもさんの成長の様子をポイントに理解するのは、お願ひいたします。

どうぞ、今後もご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ご不明な点がありましたら、各里親担当にお問合せください。お願ひ申し上げます。

育状況の確認など様々なシステムが機能しトータルで子どもの権利擁護に繋がればと願って止まない。

8) 小括

以上筆者が養育里親として里子の養育にあたりながら様々な課題に直面し取り組んできた経過について述べてきた。そしてそれぞれに考察しその対策についても併せて述べた。それは、決して単なる行政批判としてではなく今後の里親養育の更なる発展に繋がるのが目的であり、何より社会的養護を必要としている子どもの真の権利擁護に適う取り組みとなればと考えている。

第3章 まとめ 今後に向けて

スーパービジョン体制の確立

本研究報告における養育里親としての実践の取り組みはまだ道半ばである。その実践の目指すところは施設養護にある手厚く整った機能やシステムである。これまで里親養育はボランティアとして取り込まれ里親会の組織としても脆弱でその里親個人が一代限りで終わり積み上げが成されてきたとは言えない。一方施設では法人組織を基盤として重厚で機能やシステムが整備され安定感がある。そして行政との連携も第一種社会福祉事業として確固たるものがある。2021（令和3）年6月に全国児童養護施設協議会児童養護施設のあり方に関する特別委員会のまとめた最終報告書「今後の児童養護施設に求められるもの」を見てみると施設機能を個別的養育機能と支援拠点機能と地域支援機能と3つに大別しまとめられている。その中で特に里親養育において注目すべきは3つ目の支援拠点機能である。地域分散化している小規模型施設を施設の本体施設がバックアップする機能及びシステムである。具体的にはマネジメント機能である。現状の里親はチームとしての繋がりやそれによる安心感はほぼないに等しい。それを里親会、フォスタリング機関、4Sや児相が重層的に支えながらマネジメントする。言い換えるならスーパービジョンとしてしっかり管理するのである。そして、ケースの進捗管理を自立支援計画に基づいて児相やフォスタリング機関、4Sが行うことで子どもの権利擁護や危機管理も可能とすることができるのである。そして、その中で相談体制も整えられ養育者である里親も支援を受け知識やスキルや倫理観などの専門性を向上させていくことができるのである。さらに、その様な組織づく

りの中で里親同士も交流が促進されメンタルヘルスも増進されていくであろう。

現状の里親を見てみると里親会にも属さず孤立無援でフォスタリング機関の支援にもなじまない里親が少なからず存在する。組織的なスーパービジョンの体制を確立し安定した里親の養育機能を充実させていくことこそ里子たちの権利擁護の底上げに繋がると確信している。

【註釈】

1) 2011年国が策定した里親養育のガイドライン。初めて公的に里親優先の原則を示したもの。里親支援の具体的な内容に定期的な家庭訪問として「委託直後2か月は2週間に1回程度、委託後2年までは毎月もしくは2か月に1回程度、以降は年に2回程度を目安とする」としている。

2) 里親に関する様々な事業（広報・啓発からマッチング・里親支援等）を担う機関。国は2020年までに全都道府県への配置を目指して整備を進めるように決めた。

3) 社会的養護の下で養育される子どもが、生き立ちを知り、受け入れ、人生を選択していく作業。イギリスでは法律によって実施が義務付けられている。

4) 2022年（令和4）年に児童福祉法が改正され意見表明等支援事業（第6条の317項）が定められ2024（令和6）年度から実施される。一定の講習を終えたアドボケイトが子どもの要望を受けて施設や里親宅に出向き子どもの声を聴き、子どもが望めば子どもに代わって周りの養育者に伝えたり、子どもが自分で伝えたりする支援を行う制度。①エンパワメント、②子ども主導、③独立性、④守秘、⑤平等、⑥子ども参加が理念として掲げられている。

既に一時保護所や施設などで実施している都道府県もある。アドボケイトの養成や子どもアドボカシーの組織作りが課題となっている。

参考文献

厚生労働省「里親養育ガイドライン」2011年
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国養護施設協議会「今後の児童養護施設に求められるもの」(児童養護施設の在り方に関する特別委員会報告書) 2021年

－11月28日受稿、11月28日受理－